

鹿児島県産品新規マーケット開拓支援事業業務委託（台湾南部地域） 企画コンペ実施要領

この要領は、標記業務に係る企画コンペに参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、受託者を選定する手続に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

これまで県として重点的な輸出促進の取組を行うことができていない台湾南部をターゲットとして、新たに県産品の販路を開拓するため、現地での商品定番化や新規商流・流通ルートの開拓、継続した輸出につながる仕組みづくり等を行う。

2 委託業務の内容

別添『鹿児島県産品新規マーケット開拓支援事業業務委託（台湾南部地域）仕様書（案）』による。

3 事業費

4,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

5 参加要件

(1) 単独事業者による参加

企画コンペに参加できる単独事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 法人格を有すること。
- ② 自治体及びこれに類する団体等で同種の事業実績があること。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者

ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

(2) 共同企業体（JV）による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同企業体による参加を可とする。

本企画コンペに参加できる共同企業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 共同企業体の全ての構成事業者が、法人格を有すること。

- ② 共同企業体の全ての構成事業者が上記5(1)の条件を全て満たしていること。
- ③ 本企画コンペにおいて、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

6 企画コンペの実施方法等

(1) 企画コンペティション質問書の提出

業務に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 提出書類
別添「企画コンペティション質問書」(様式1)
- ② 提出先
「10 提出及び問合せ先」のとおりに
※ 電子メールで提出すること
※ 電話で受領確認を行うこと
- ③ 提出期限
令和8年4月15日(水)午後5時必着
- ④ 質問に対する回答
質問書の内容及び回答は、令和8年4月17日(金)までに、県ホームページにおいて公表する。

(2) 企画コンペティション参加申込書の提出

- ① 提出書類
 - ア 別添「企画コンペティション参加申込書」(様式2)
 - イ 添付書類
 - (a) 貸借対照表及び損益計算書(直近1事業年度分)
 - (b) 定款の写し
 - (c) 事業所の履歴事項全部証明書(発行後3月以内、写し可)
 - (d) 納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことの証明)

※ 令和9年12月31日までの鹿児島県の競争入札参加資格を有する応募者については、上記イの提出は不要とするが、入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- ② 提出先
上記6(1)②に同じ
- ③ 提出期限
令和8年4月22日(水)午後5時必着
- ④ 参加資格の決定及び通知
参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む)については、企画コンペティション参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて後日通知する。
なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画コンペティション提案書の提出

- ① 提出書類(白黒印刷、カラー印刷は問わない)

ア 企画コンペティション提案書・企画提案書

別添「企画コンペティション提案書」(様式3)並びに企画提案書(任意様式)を各社作成の上、提出すること。

企画提案書については、A4縦を原則として使用し、横書きとする。

別添仕様書の事項についてそれぞれ提案内容を記載し、必要に応じて図表や画像を利用し、提案すること。

※ 7(4)、(5)の項目については、より明確に内容を記載すること。

※ 翌年度以降の事業展開について記載すること。

イ その他企画コンペにおいて必要な書類(追加提案事項・実績PR事項等)

企画提案書のほか、必要な書類を提出すること。これについても企画提案書と同様の仕様により提案すること。

別添仕様書に記載の事項以外でも必要な提案事項や追加で可能な調査の提案、また自社のこれまでの実績をアピールする資料等の提出をして構わない。

ウ 参考見積書

別添仕様書の業務内容ごとに金額の内訳を明記すること。なお、その他必要と思われる事項は追加すること。

※ 正式な見積書については、企画コンペの結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 実施スケジュール、実施体制図(スタッフ体制)

※ 共同企業体の場合は、構成事業者の業務分担が確認できる資料も含む。

オ 類似の実績(過去3年以内における主な実績)

カ 会社概要

※ 共同企業体の場合は、構成事業者全てのもの。

キ 共同企業体(JV)協定書(予定案で可): A4判, 任意様式

② 提出先

上記6(1)②に同じ

③ 提出期限

令和8年4月30日(木)午後5時必着

※ 期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

④ 企画提案書選考方法

別途審査要領を定め、審査要領により認定された審査員による書類選考を行い、その後、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、1者を選定する。

(4) 企画コンペティションプレゼンテーションの実施

① 開催日時

令和8年5月上旬を予定

※ 詳細なスケジュール等は改めて連絡する。

② 開催方式

オンライン

(5) 選定方法

書類審査を実施後、事業者によるプレゼンテーションを実施予定。企画コンペ

に参加した事業所の中から、特に内容等が優れた1者と随意契約により委託契約を締結する。

7 事業者の選定

(1) 的確性

- ・ 仕様書の内容に沿って、新たな県産品の販路開拓につながる提案となっているか。
- ・ 台湾南部（高雄・台南・屏東）の市場ニーズを踏まえた内容となっているか。
- ・ 既存商流の活用に留まらず、新規商流の創出につながる提案となっているか。
- ・ 企画提案書はわかりやすくできているか。

(2) 妥当性

- ・ 実施手順・スケジュールは明確且つ妥当か。
- ・ 各取組が販路開拓や継続的輸出につながる内容となっているか。
- ・ 見積金額は妥当な積算となっているか。

(3) 実現性

- ・ 業務執行のための必要な実施体制が取られ、迅速・柔軟な対応ができる体制になっているか。
- ・ 類似業務の受託実績があるか。
- ・ 多様な商材・販路に対応できる体制となっているか。

(4) 先進性

- ・ 提案内容が創意工夫に溢れ、魅力的な内容となっているか。
- ・ 複数の商流・バイヤー・販売チャネルの構築など、商流の多様化につながる提案となっているか。
- ・ ターゲットを明確にし、効果的な手法の提案になっているか。

(5) 事業効果

- ・ 県内事業者の収益性の向上が期待できる提案となっているか。
- ・ 新規参入事業者の掘り起こしや販路の裾野拡大につながる内容となっているか。
- ・ 特定の事業者・商流に依存しない、持続的な輸出体制の構築が見込まれるか。
- ・ 中長期的な視点を持った提案となっているか。

8 その他

- (1) 当事業による成果物の権利（著作権、著作権等）は鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 提出した書類データは返還しない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は各社負担とする。
- (4) 著作権法等法令に抵触しないこと。
- (5) 選定結果については、全参加事業者電子メールにて連絡する。
- (6) 決定した業者と業務打合せ（必要に応じて提案された企画の修正・変更）を行い、委託契約を締結する。
なお、契約手続きに要する費用は、受託者負担とする。
- (7) 本要領等に関する質問は、電話又は電子メールですること。
- (8) 採択後、事業実施に際し、事業実施者と協議の上で、適宜内容の改善が図られ

る場合があります。

9 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 企画コンペ募集開始（県 HP に掲載） | 令和8年3月26日（木） |
| (2) 質問書受付期限 | 4月15日（水）午後5時 |
| (3) 質問書回答 | 4月17日（金） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 4月22日（水）午後5時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 4月30日（木）午後5時 |
| (6) 企画コンペプレゼンテーション
※ オンラインにて実施 | 5月上旬（予定） |
| (7) 委託業者決定（契約の事務手続き） | 5月中旬（予定） |

10 提出及び問合せ先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県商工労働水産部販路拡大・輸出促進課貿易振興係 担当：伊東

TEL：099-286-3053

FAX：099-286-5581

E-mail：boueki@pref.kagoshima.lg.jp